



様式第 11 号

泉南市指令 清 第 **463** 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 泉南市樽井 9 丁目 2 番 5 号

氏 名 株式会社 ダストサービス
代表取締役 古中 勇気

令和 7 年 2 月 25 日に申請のあった、一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

泉南市一般廃棄物 処理業許可番号	泉南清 第 717 号
営業所の所在地及 び名称	泉南市樽井 9 丁目 2 番 5 号 株式会社 ダストサービス
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集、運搬及び処 分の別	収集 運搬
営業所の区域	泉南市全域
許可期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
条 件	許可条件（別紙 1）を遵守するとともに、細部に関しては市長の指示に従うこと。

令和 7 年 3 月 **7** 日

泉南市長 山 本 優 真



別紙 1

許 可 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法律施行令及び同法律施行規則並びに泉南市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び施行規則を遵守すること。
2. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
3. 業務範囲は事業系一般廃棄物とする。ただし、家庭一般系廃棄物で、いわゆる市が収集しない特定家庭用機器廃棄物及び臨時的廃棄物については、排出者から収集依頼があった場合のみ、収集運搬業務を行うものとする。
4. 一般廃棄物を市長が指定する施設へ搬入するときは、施設運用基準を遵守すること。
5. 市域外の廃棄物を本市の指定する施設へ搬入しないこと。
6. 収集運搬車両は、廃棄物汚水等、飛散したり、悪臭の漏れるおそれのないような構造にすること。
 - (1) 収集運搬車両は、運転走行中テールゲートのシャッターは必ず閉めて走行すること。
 - (2) ダンプ車等については、無理な積載は行わず、走行中荷台にはテント(ホロ)を被せること。
7. 届け出た収集運搬車両を変更したとき又は、届出た収集運搬車両以外を使用する時は速やかに届出ること
8. 収集運搬車両及び保管場所等については、常に清潔を保つこと。
9. 収集運搬業務の遂行については、特に作業者の安全衛生管理に配慮するとともに、生じたる事故及び問題等については、速やかに処理するとともに、市には一切の迷惑をかけないこと。
10. 事業系一般廃棄物を収集するにあたっては、市の収集する家庭系一般廃棄物と識別できるように配慮すること。
11. 事業系一般廃棄物及び臨時的廃棄物を収集するにあたっては、次に掲げる分別にて収集を行うこと。
 - (1) 可燃ごみ
 - (2) 粗大ごみ・不燃ごみ
 - (3) 資源ごみ(びん・かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・新聞・雑誌・段ボール、古着・古布)
12. 泉南清掃事務組合の「処理施設使用許可証」の交付を受けることができない場合は、一般廃棄物処理業の許可を取消しとする。
13. 誓約書及び念書の各事項を遵守すること。